



## 日光オクトバーフェスト2015 9/13(今市)

本場ドイツの生ビールやジャーマンフードを楽しむ「日光オクトバーフェスト2015」を道の駅「日光」日光街道ニコニコ本陣で開催しました。市内で初めての本格的なフェストに会場が弾み、大いに盛り上がりました。来場者はドイツの楽団と一緒に「乾杯の歌」を歌ったり、踊ったり、楽しい時間を共有しました。



文・写真：商工課

## 日光ツデーウォーク 95%・見

市制施行10周年記念・日光東照宮400年式年大祭記念第16回日光ツデーウォークを日光・今市地域で開催しました。全国から延べ1,544名が参加し、初秋の日光路をそれぞれのペースで楽しみました。



文・写真：日光総合支所観光課

## 小水力発電を実施 9/18(今市)

平成26年11月に今市工業高校と市が締結した学官連携協定に基づき、今市宿市緑ひろば内の水路に小水力発電機とLED街路灯を設置しました。水力を利用したこのLED街路灯は、再生可能エネルギー普及促進のため、今市工業高校の生徒18名が設置しました。今後、地域を明るく照らすことができるでしょう。



文・写真：環境課

## 女性サポートセンターまじりの2015 9/27(見)

市女性サポートセンターは、講座や利用者の活動を広く知らせるため、女性サポートセンターまつり2015を開催し、健康体操などの体験講座や絵紙入門教室の他、ワンコインランチや手作りパン、パッチワーク作品のチャリティー販売を行いました。参加者は展示作品の鑑賞や講座の体験、買い物などを楽しみました。



文・写真：市女性サポートセンター

## 身近なニュースを募集しています

まちのほっとニュースでは、皆さんから記事の投稿を募集しています。**募集する記事** 自治会の催しや、地域のちよっと珍しい出来事、心温まるエピソードなど  
※内容によって掲載できない場合があります。**応募方法** 記事に写真を添え、住所・氏名・電話番号を明記の上、持参または郵送、メールでご応募ください。

○記事：140字程度(題名、日付、場所を別に記載してください)  
○写真：紙焼きしたもの・デジタルデータどちらでも可能です。ただし、携帯電話のカメラで撮ったものなど、大きくした際に画像が荒れてしまうものは不可とします。

**あて先** 〒321-1292今市本町1番地  
日光市役所 企画部  
秘書広報課 広報広聴係  
**メール** nishokouhou@city.nikko.lg.jp

## マンガ版パンフレットが完成 9/28

市が策定した「日光市公共施設マネジメント計画」をお知らせする、マンガ版パンフレットが完成し、制作に協力してくれた文星芸術大学のマンガ専攻菜畑慧さんと、指導者の田中誠一准教授から市長に完成報告がありました。



文・写真：行政改革課

## 明るい選挙啓発書道コンクール 9/18

市明るい選挙推進協議会の「明るい選挙啓発書道コンクール」審査会を落合公民館で開催しました。これは、未来の有権者である小中学生に書道を通じて選挙へ関心を持ってもらうため開かれ、小学4～6年生93名、中学生9名の応募がありました。市観光大使の涼風花さんが審査し、計20点を優秀賞に選びました。



文・写真：選挙管理委員会

## 「デートDV」という言葉を聞いたことがありますか

「デートDV」とは、交際相手から受ける暴力のことです。

### ●暴力を認めない

どんな事情があったとしても、暴力をふるってはいけません。暴力は、身体的なものに限らず、精神的なものや性的なものも含まれます。どのような暴力であったとしても、決して許されるものではありません。

### ●自分のことを大切に

暴力をふるわれていい人などいません。でも、自分を大切にすることが大切。自分を大切にすると、暴力をふるわれたとき、相手に対してはつきりと「NO」の意思表示することが難しくなりません。自分の意思や自分の身体を大切にすることが大切です。

### ●相手のことも大切に

自分のことを大切に思う気持ちと同じように、相手への思いやりの心、相手を大切にすることを心がけよう。自分の意見を相手に押しつけない、相手が自分と異なる意見を持っているとしても、まずはそのような違いがあるということを受け入れよう。

### ●もし、友達から相談されたら

○友達の話をよく聞いてあげよう  
○友達と一緒に信頼できる大人に相談しよう  
○市役所などに専門の相談窓口があることを伝えよう  
○自分たちだけで解決しようとは思わないようにしよう  
※デートDVは重大な人権侵害です。一人で悩まず相談しましょう  
※詳しくは市ホームページをご覧ください

### 相談先およびくわしくは

市女性相談ほっとライン ☎(30)4140  
※平日午前8時30分～午後5時15分  
(土曜・日曜日、祝日を除く)



## あなたの気づきが子どもを守ります

### 11月は「児童虐待防止推進月間」です

#### ◆「児童虐待」ってどんなこと?

- 「言ってもわからないから」と子どもを叩いたり、閉じ込めたり、食事を与えない。
- 「忙しいから」と、子どもを無視したり、夜間置き去りにする。
- 「イライラするから」と、親の感情のまま怒鳴りつけ思い通りにしようとする。子どもの前で夫婦喧嘩をする。

うか迷う場合でも、ご相談ください。あなたの気づきが、子どもとその家族を救います(匿名で構いません)。  
市家庭児童相談室は、NPO法人と協働して子どもに関する相談を受け付けています。また、地域の民生委員・児童委員および主任児童委員も相談に応じています。

#### ◆関連機関の通告義務

学校や保育所、医療機関など児童の福祉に業務上関連のある方も通告の義務があります。守秘義務のある方が通告したとしても、罰せられることはありません。

#### ◆もしかして虐待?と思ったら

- いつも叱りつける声や泣き声が聞こえる。
- 子どもに不自然なあざやけががある。
- 夜遅くまで遊んでいた、家に帰らなかった。

このようなことは虐待のサイン(SOS)かもしれません。虐待かどうか迷う場合は、ご相談ください。

#### 相談先およびくわしくは

市家庭児童相談室  
☎(30)7830  
児童相談所全国共通ダイヤル  
☎189